

平成28年1月28日

3年生の保護者の皆様

広島県立大柿高等学校

卒業生に対する独立行政法人日本スポーツ振興センター  
災害共済給付制度について（ご案内）

この災害共済給付では、給付金の支給が行われる期間及び時効による権利の消滅について次のとおり定められています。

#### 1 支給が行われる期間等

- (1) 医療費 初診から、最長10年間にわたり支給
- (2) 障害見舞金 障害の原因となる負傷又は疾病の医療費支給開始後であれば期間の限定なし
- (3) 死亡見舞金 死亡の原因となる負傷又は疾病の医療費の支給開始後10年以内の死亡の場合に支給

#### 2 時効による権利の消滅

- (1) 医療費 受診の日から2年を超えるもの
- (2) 障害見舞金 症状の固定した日から2年を超えるもの
- (3) 死亡見舞金 死亡した日の翌日から2年を超えるもの

#### 3 卒業後の請求手続

生徒が卒業した後に災害共済給付の請求手続を行うときは、請求に必要な書類を卒業した学校へ提出すること。

#### 4 請求先

737-2213

江田島市大柿町大原1118-1

広島県立大柿高等学校

TEL (0823) 57-2055